

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター  
核燃料物質加工施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2101203 号  
令和 3 年 1 月 2 0 日  
原子力規制庁

## 1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 2 年 1 0 月 2 1 日付け令 0 2 原機（峠）0 9 0 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき申請された人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設保安規定の変更認可申請書が、法第 2 2 条第 2 項第 1 号に定める加工の事業の許可若しくは変更の許可を受けたところ又は届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に定める核燃料物質による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

法第 2 2 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、加工施設における保安規定の審査基準（原管研発第 1311274 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定））を基に判断した。

なお、平成 30 年 4 月 25 日の平成 30 年度第 5 回原子力規制委員会です承された「ウラン加工施設に対する規制の進め方について」の「3. ウラン加工施設に係る廃止措置計画への対応」に従い、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112715 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定））を参考として審査を行った。

審査の結果、本申請は、法第 2 2 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

## 2. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

- (1) 加工施設について、法第 2 2 条の 8 第 2 項に基づき認可の申請を行った廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第 2 2 条第 1 項及び核

燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 41 年総理府令第 37 号。以下「加工規則」という。）第 8 条第 2 項に基づき、加工施設の運転段階から廃止措置段階への移行に伴い関連する条文の変更及び新規条文を追加する。

- (2) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号。以下「線量告示」という。）の一部改正に伴い、放射線業務従事者に係る眼の水晶体の線量限度を変更する。

### 3. 審査の内容

#### 3-1. 法第 22 条第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について以下に掲げる事項を確認したことから、法第 22 条第 2 項第 1 号に定める第 13 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 品質マネジメントシステム、保安に関する職務等について、保安規定に定める品質マネジメントシステム等が、加工の事業の許可又は変更の許可を受けた保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項及び技術的能力に関する説明書の内容等と整合していること
- (2) 廃止措置の管理について、保安規定に定める施設運用上の基準等が、加工の事業の許可又は変更の許可を受けた加工施設の安全設計に関する説明書の内容等と整合していること
- (3) 核燃料物質の管理について、保安規定に定める核燃料物質の管理等が、加工の事業の許可又は変更の許可を受けた加工施設の位置、構造及びの内容等と整合していること
- (4) 放射性廃棄物の管理及び放射線管理について、保安規定に定めるこれらの管理に係る規定が、加工の事業の許可又は変更の許可を受けた加工施設の位置、構造及び設備の内容等に整合していること
- (5) 施設管理について、保安規定に定める使用前事業者検査の実施等が、加工の事業の許可又は変更の許可を受けた加工施設の位置、構造及び設備並びに保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること
- (6) 非常時の措置について、保安規定に定める応急措置等が、加工の事業の許可又は変更の許可を受けた加工に関する技術的能力に関する説明書の内容等と整合していること
- (7) 保安教育について、保安規定に定める廃止措置を行う者への保安教育等が、加工の事業の許可又は変更の許可を受けた加工に関する技術的能力に関する説明書の内容等と整合していること

- (8) 記録及び報告について、加工の事業の許可又は変更の許可を受けた加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること

### 3-2. 法第22条第2項第2号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項を確認したことから、核燃料物質による災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

#### (1) 加工規則第8条第2項第1号（関係法令及び保安規定の遵守のための体制）

第1号については、関係法令及び保安規定の遵守のための体制として、以下の事項を要求している。

- ① 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること
- ② 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること

規制庁は、以下の事項を確認したことから、加工規則第8条第2項第1号に関する基準を満足していると判断した。

- ① 保安規定に基づく要領書等について、文書体系を定め、保安活動の重要度に応じて文書を管理すること。また、品質マネジメント計画において、理事長の責任及び権限を定めていること
- ② 保安に関する組織は、関係法令及び規制要求事項を遵守するための方針及び計画に基づき、関係法令及び規制要求事項の遵守に対する意識の浸透を図るための活動を実施すること。また、理事長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための方針を定め、必要に応じて当該方針を見直すこと

#### (2) 加工規則第8条第2項第2号及び第3号（品質マネジメントシステム）

第2号及び第3号については、品質マネジメントシステムにとりて、以下の事項を要求している。

- ① 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日

原子力規制委員会決定)。以下「品質管理基準規則解釈」という。)を踏まえて定められていること

- ② 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書を遵守するために、QMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確化されていること

規制庁は、以下の事項を確認したことから、加工規則第8条第2項第2号及び第3号に関する基準を満足していると判断した。

- ① 品質管理基準規則及び品質管理基準規則解釈を踏まえて品質マネジメント計画を定め、当該品質マネジメント計画において、安全文化の育成及び維持に関することを含め、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る仕組みをその保安活動の重要度に応じた管理とすることを定めていること
- ② 保安規定に基づく要領書等について、文書体系を定め、保安活動の重要度に応じて文書を管理すること。廃止措置の段階に応じて、廃止措置の管理に関する要領を定めるなど、廃止措置の段階に応じた品質マネジメントシステムを定めていること

### **(3) 加工規則第8条第2項第4号(廃止措置を行う者の職務及び組織)**

第4号については、廃止措置を行う者の職務及び組織として、廃止措置段階の保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを要求している。

規制庁は、加工施設の廃止措置段階の保安に関する組織及び職務を定めていることを確認したことから、加工規則第8条第2項第4号に関する基準を満足していると判断した。

### **(4) 加工規則第8条第2項第5号(核燃料取扱主任者の職務の範囲等)**

第5号については、核燃料取扱主任者の職務の範囲等として、以下の事項を要求している。

- ① 加工施設の核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること
- ② 核燃料取扱主任者の職務範囲及びその内容について定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること
- ③ 核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること

規制庁は、以下の事項を確認したことから、加工規則第8条第2項第5号に

関する基準を満足していると判断した。

- ① 核燃料取扱主任者の選任について、核燃料取扱主任者免状を有する職員の中から、核燃料物質の取扱いの業務に3年以上の実務経験を有する者を選任するとしていること、及び核燃料取扱主任者の代行者の選任についても同様に定められていること
- ② 核燃料取扱主任者の職務について、加工施設の核燃料物質等の取扱いに関して必要な職務が定められていること。また、保安の監督を適切に行う上で必要な権限及び職務上の位置付けが定められていること
- ③ 理事長等は、核燃料取扱主任者の意見等を尊重することが定められていること

#### **(5) 加工規則第8条第2項第6号（保安教育）**

第6号については、廃止措置を行う者に対する保安教育として、以下の事項を要求している。

- ① 廃止措置を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること
- ② 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること
- ③ 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること
- ④ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること

規制庁は、以下の事項を確認したことから、加工規則第8条第2項第6号に関する基準を満足していると判断した。

- ① 従業員に対する保安教育訓練実施方針が定められていること
- ② 上記の保安教育訓練実施方針に基づき、廃止措置を行う者に対する保安教育訓練計画を定め、当該計画に基づき保安教育訓練の実施時期を定めるとしていること
- ③ 廃止措置を行う者に対する保安教育訓練の結果を取りまとめること
- ④ 具体的な保安教育の内容を定め、当該年度の保安教育訓練の結果を踏まえ、必要な事項を次年度の保安教育訓練計画に反映すること

#### **(6) 加工規則第8条第2項第7号（加工設備本体の操作停止に関する恒久的な措置）**

第7号については、加工設備本体の操作停止に関する恒久的な措置として、加工設備本体を恒久的に操作停止するために講じる措置が定められていること

を要求している。

規制庁は、供用を終了した加工設備本体の設備・機器の機能を停止させ、系統の隔離、設備の電源隔離等により、操作停止に関する恒久的な措置を講じることが定められていることを確認したことから、加工規則第8条第2項第7号に関する基準を満足していると判断した。

#### (7) 加工規則第8条第2項第8号（保安上特に管理を必要とする設備の操作）

第8号については、保安上特に管理を必要とする設備の操作として、以下の事項を要求している。

- ① 保安上特に管理を必要とする設備の操作に必要な操作員の確保について定められていること
- ② 保安上特に管理を必要とする設備の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること
- ③ 核燃料物質の臨界管理について定められていること
- ④ 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること
- ⑤ 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること
- ⑥ 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること
- ⑦ 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること

規制庁は、以下の事項を確認したことから、加工規則第8条第2項第8号に関する基準を満足していると判断した。

- ① 廃止措置期間中の加工施設の維持管理に必要な設備の操作に必要な人員を確保することが定められていること
- ② 加工施設の廃止措置管理、施設管理等の保安活動に関する要領書等を策定することが定められていること
- ③ 臨界管理について、核的制限値を有する設備・機器に対して、担当課長が核的制限値を満足していることを確認していること
- ④ 廃止措置期間中の加工施設の維持管理に必要な設備の操作の引継ぎ時に実施すべき事項が定められていること
- ⑤ 廃止措置期間中の加工施設の維持管理に必要な設備の操作前及び操作後に確認すべき事項が定められていること
- ⑥ 地震発生時には、警報（火災警報含む。）の発報及び施設・設備の損傷の有無を確認すること。また、火災等発生時には、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、施設・設備の損傷の有無を確認すること

- ⑦ 既に設置されている中央安全審査・品質保証委員会及び安全審査委員会の審議事項として、廃止措置計画に係る事項が追加されていること

**(8) 加工規則第8条第2項第9号（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等）**

第9号については、管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等として、以下の事項を要求している。

- ① 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること
- ② 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること
- ③ 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること
- ④ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること
- ⑤ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること
- ⑥ 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること
- ⑦ 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること
- ⑧ 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること
- ⑨ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること
- ⑩ 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること

規制庁は、以下の事項を確認したことから、加工規則第8条第2項第9号に関する基準を満足していると判断した。

- ① 管理区域は壁又は柵等で区画するほか、標識を設けて明らかに他の場所と区別するとしていること。管理区域を解除する場合は、線量等が法令に定める値を超えないことなど必要な措置が定められていること
- ② 管理区域内の区域区分は、表面密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値に基づき区分すること
- ③ 管理区域内において、あらかじめ定めた線量当量率、空気中の放射性物

質の濃度又は表面密度を超える区域が生じた場合は、立入制限区域として設定し、縄張り等で区画するとともに、管理区域に立入る者に周知すること

- ④ 管理区域における出入管理については、指定又は指名された者以外の者を管理区域に立ち入らせない等の措置を講じること
- ⑤ 第1種管理区域から退出する者に対して、その者の身体及び身体に着用している物に係る表面密度の基準が定められていること
- ⑥ 管理区域に出入りする者に対して、所定の出入口を使用させること、作業衣、作業靴及び線量測定器を着用させること等の遵守させる事項が定められていること
- ⑦ 第1種管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する場合は、当該物品等の表面密度があらかじめ定めた基準値を超えないことを確認すること
- ⑧ 加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所を保全区域として設定するとしていること、標識により他の場所と区別するとしていること、及び保全区域の出入口には保全区域内での注意事項を掲示する措置を講じること
- ⑨ 周辺監視区域を定め、周辺監視区域境界に、柵等又は標識等を設けること
- ⑩ 役務を供給する事業者に対して、管理区域への出入り、線量測定器の着用等の放射線防護の上の遵守事項が定められていること

#### **(9) 加工規則第8条第2項第10号（排気監視設備及び排水監視設備）**

第10号については、排気監視設備及び排水監視設備として、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置、機能の維持の方法及び使用方法が定められていることを要求している。

規制庁は、排気中及び排水中の放射性物質濃度を測定する放射線測定器等について、種類、必要な数量等を定め、定期的に点検を実施し、機能維持を図ることが定められていることを確認したことから、加工規則第8条第2項第10号に関する基準を満足していると判断した。

#### **(10) 加工規則第8条第2項第11号（線量、線量当量、汚染の除去等）**

第11号については、線量、線量当量、汚染の除去等として、以下の事項を要求している。

- ① 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること
- ② 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基



本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること

- ③ 加工規則第7条の2の9に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること
- ④ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること
- ⑤ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること
- ⑥ 核燃料物質等（新燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること
- ⑦ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21 原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること
- ⑧ 汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置が定められていること

規制庁は、以下の事項を確認したことから、加工規則第8条第2項第11号に関する基準を満足していると判断した。

- ① 放射線業務従事者の実効線量及び等価線量について、あらかじめ定めた頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えないことを確認すること
- ② 加工施設における放射線管理に係る保安活動について、放射線による従業員等の被ばくは、あらかじめ定めた線量限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低く抑えることが定められていること
- ③ 法令に定める表面密度限度を超えるような予期せぬ汚染を床、壁等に発生させ又は発見した場合は、汚染の広がりを防止する措置等の応急措置を講じること。また、汚染の除去等の放射線防護上の必要な措置を講じること
- ④ 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率等について、あらかじめ定めた測定項目及び測定頻度に基づき測定すること
- ⑤ 第1種管理区域から汚染のおそれのない区域へ物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する場合は、当該物品等の表面密度があらかじめ定めた基準値を超えないことを確認すること
- ⑥ 核燃料物質等を運搬する場合の措置として、運搬前に確認する事項等が定められていること
- ⑦ 資材等の放射性廃棄物でない廃棄物を搬出する際に講じる措置として、

適切に管理された使用履歴等により汚染がないこと確認すること、念のための放射線測定評価等を行うこと

- ⑧ 汚染拡大防止のための措置として、立入制限区域の設定、核燃料物質によって汚染された物の管理、及び放射性廃棄物の管理について定められていること

#### **(11) 加工規則第8条第2項第12号（放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法）**

第12号については、放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法として、放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていることを要求している。

規制庁は、放射線測定器等について、個人線量計（ポケット線量計）を含めて、種類、所管箇所、必要な数量を定め、定期的に点検を実施し、機能維持を図ることが定められていること等を確認したことから、加工規則第8条第2項第12号に関する基準を満足していると判断した。

#### **(12) 加工規則第8条第2項第13号（核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等）**

第13号については、核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等として、以下の事項を要求している。

- ① 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること
- ② 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為に関することが定められていること

規制庁は、以下の事項を確認したことから、加工規則第8条第2項第13号に関する基準を満足していると判断した。

- ① 核燃料物質の運搬及び貯蔵の際に、臨界に達しないようにする措置を講じること、貯蔵施設における核燃料物質の貯蔵場所、最大貯蔵量等の貯蔵上の遵守事項が定められていること
- ② 核燃料物質を運搬する場合の措置として、運搬前に確認する事項等が定められていること

#### **(13) 加工規則第8条第2項第14号（放射性廃棄物の廃棄）**

第14号については、放射性廃棄物の廃棄として、以下の事項を要求している。

- ① 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること
- ② 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること
- ③ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること
- ④ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること
- ⑤ 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること
- ⑥ ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること

規制庁は、以下の事項を確認したことから、加工規則第8条第2項第14号関する基準を満足していると判断した。

- ① 放射性固体廃棄物について、専用の容器への封入等の必要な措置を講じた上で、廃棄物保管庫に保管すること。また、放射性廃棄物を運搬する場合は、運搬計画を作成し所長の承認を得ること、線量当量率及び表面密度の測定等の必要な措置を講じること
- ② 放射性固体廃棄物を事業所外へ運搬する場合の体制について、搬出計画を作成し所長の承認を得ること、線量当量率及び表面密度の測定等の事項が定められていること
- ③ 放射性液体廃棄物について、管理廃水処理設備から排水するとしており、設備からの排水中の放射性物質濃度及び年間の総排水量があらかじめ定めた放出管理目標値を超えないように管理すること、また、排水中の放射性物質濃度の3か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度限度を超えないように管理すること。当該管理のため、放射性液体廃棄物の測定項目、測定頻度を定めていること
- ④ 放射性気体廃棄物について、排気口から放出するとしており、当該排気口からの排気中の放射性物質の濃度があらかじめ定めた放出管理目標値を超えないように管理すること、また、排気口から放出する放射性気体廃棄物の排気中の放射性物質濃度の3か月平均値が法令に定める周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように管理すること。当該管理のため、放射性気体廃棄物の測定項目、測定頻度を定めていること
- ⑤ 周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モ

ニタリング計画の策定、並びに当該計画に基づく測定の実施及び評価について定められていること

- ⑥ 加工施設における放射性廃棄物に係る保安活動について、放射性物質の放出による公衆の被ばくは、あらかじめ定めた線量限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理すること

#### (14) 加工規則第8条第2項第15号（非常の場合に講ずべき処置）

第15号については、非常の場合に講ずべき処置として、以下の事項を要求している。

- ① 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること
- ② 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること
- ③ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること
- ④ 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること
- ⑤ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること
- ⑥ 要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定すること
- ⑦ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること
- ⑧ 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること
- ⑨ 防災訓練の実施頻度について定められていること

規制庁は、以下の事項を確認したことから、加工規則第8条第2項第15号に関する基準を満足していると判断した。

- ① 地震、火災その他の原因により、加工施設において事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、事故対策組織、対策要員を定めていること。また、事故対策活動に用いる通信連絡用器材、防護具、放射線測定器等を整備すること
- ② 加工施設の施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動に関する要領書を策定することが定められていること

- ③ 連絡責任者は、通報連絡系統に従い、外部連絡機関に連絡することが定められていること
- ④ 原災法に基づく事象が発生した場合には、原子力事業者防災業務計画に基づく措置を行うとしていること
- ⑤ 非常事態又は非常事態に発展するおそれがある状況においては、応急措置を講じ、非常事態を発令し、事故対策組織が非常事態における事故対策活動を実施することが定められていること
- ⑥ 緊急作業に従事させる要員について、緊急作業に従事する意思がある旨を書面で申し出た者、必要な教育訓練を受けた者等の要件に該当する放射線業務従事者から選定すること
- ⑦ 緊急作業に従事する放射線業務従事者が緊急作業期間中の実効線量及び等価線量について、当該緊急作業に係る線量の測定及び評価を行い、法令に定める線量限度を超えないように管理すること。緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、当該作業に従事後1か月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、医師による健康診断を受診させること
- ⑧ 非常事態が終息し、通常の保安組織で対処可能と判断される場合は、事故対策組織の活動の終結を宣言し、事故対策組織を解散すること
- ⑨ 非常事態の対処に関する総合的な訓練の実施頻度を定めていること

**(15) 加工規則第8条第2項第16号（設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置）**

第16号については、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、火災、重大事故等、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）に係る計画に従い、活動すること等としている。

規制庁は、以下の事項を確認したことから、加工規則第8条第2項第16号に関する基準を満足していると判断した。

- ① 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合の保全のための活動を行う体制を整備すること
- ② 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合の保全のための活動を行う要員の配置、必要な資機材の配備に関する要領書等を定めること
- ③ 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合における対策に関する要領書等を定めること
- ④ 保全のための活動を行う要員に対する教育訓練を毎年1回以上実施すること

#### (16) 加工規則第8条第2項第17号及び第18号（記録及び報告）

第17号及び第18号については、加工施設に係る保安及び廃止措置に係る保安に関する記録及び報告として、以下の事項を要求している。

- ① 加工施設に係る保安及び廃止措置に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。加工規則第7条に定める記録について、その記録の管理が定められていること（計量管理規定で定めるものを除く。）
- ② 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。特に、加工規則第9条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合において、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。また、当該事故故障等の事象に準ずる、重大な事象について、具体的に定められていること

規制庁は、以下の事項を確認したことから、加工規則第8条第2項第17号及び第18号に関する基準を満足していると判断した。

- ① 加工規則第7条第1項の規定に基づき、記録事項及び保存期間を定め、記録を適正に作成し、管理すること
- ② 加工規則第9条の16に定める事象及びこれらに準ずる事象が発生した場合、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物が放出管理目標値を超えて放出された場合、非常事態又は非常事態に発展するおそれがある場合には、所長及び核燃料取扱主任者に報告する事項として定められていること。また、所長は、これらの報告内容を直ちに理事長に報告すること

#### (17) 加工規則第8条第2項第19号（加工施設の施設管理）

第19号については、加工施設の施設管理として、以下の事項を要求している。

- ① 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「保安措置等ガイド」という。）を参考として定められていること
- ② 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること

規制庁は、以下の事項を確認したことから、加工規則第8条第2項第19号に関する基準を満足していると判断した。

- ① 保安措置等ガイドを踏まえ、設計及び工事も含めた加工施設全体を一体

として管理するために、施設管理方針及び施設管理目標の設定、施設管理の重要度の設定、加工施設の工事の方法及び時期等を記載した設備図書等の策定、工事等における設計に関する要求事項を満たすよう検証すること、工事等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項が、施設管理実施計画として定められていること

- ② 使用前事業者検査及び定期事業者検査について、検査の独立性を確保した上で実施することが定められていること

#### **(18) 加工規則第8条第2項第20号（技術情報の共有）**

第20号については、技術情報の共有として、メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、自らの加工施設の保安を向上させるための措置が定められていることを要求している。

規制庁は、保安に係る技術情報を調達先から取得するための方法及び取得した技術情報を他の加工事業者と共有する場合に必要な処置に関する方法を定めていることを確認したことから、加工規則第8条第2項第20号に関する基準を満足していると判断した。

#### **(19) 加工規則第8条第2項第21号（不適合発生時の情報の公開）**

第21号については、不適合発生時の情報の公開として、以下の事項を要求している。

- ① 加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること
- ② 情報の公開に関して必要な事項が定められていること

規制庁は、以下の事項を確認したことから、加工規則第8条第2項第21号に関する基準を満足していると判断した。

- ① 不適合管理に係る要領に基づき、公開基準を定めていること
- ② 公開基準に従い、ホームページにおいて情報公開を行うとしていること

#### **(20) 加工規則第8条第2項第22号（廃止措置の管理）**

第22号については、廃止措置の管理として、廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていることを要求している。

規制庁は、加工施設の解体工事、核燃料物質による汚染の除去、解体撤去範囲の設備・機器や床面等の汚染状況調査等の工程を示した実施計画を作成する

こと、廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量等を記録することを確認したことから、加工規則第8条第2項第22号に関する基準を満足していると判断した。

#### **(21) 加工規則第8条第2項第23号（その他必要な事項）**

第23号については、その他必要な事項として、以下の事項を要求している。

- ① 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること
- ② 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質による災害の防止を図るものとして定められていること

規制庁は、以下の事項を確認したことから、加工規則第8条第2項第23号に関する基準を満足していると判断した。

- ① 品質マネジメント計画において、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正措置、未然防止措置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善することを定めていること
- ② 保安規定第1条の目的において、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図ることを定めていること

### **3-3. 線量告示の一部改正に伴う放射線業務従事者に係る眼の水晶体の線量限度の変更**

規制庁は、放射線業務従事者の眼の水晶体の線量限度について、線量告示の一部改正に従い、放射線業務従事者の眼の水晶体に係る線量限度として、50mSv/年及び100mSv/5年が定められていることを確認した。